

【第9期】

松江市分別収集計画

令和元年7月



【目 次】

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にする反面、廃棄物の排出量増加による環境への負荷の増大や埋立処分場の逼迫など、様々な問題が生じている。

このような問題を解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄」に支えられた社会経済・ライフスタイルから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的なリサイクル等を推進することにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが重要である。

本市においては、平成 29 年 3 月に「松江市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、今後 5 年間の取り組む施策を明らかにするとともに、市民、事業者、行政が各々の役割を果たし、「循環型社会」を形成していくものとしている。

また、平成 28 年 6 月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条の規定に基づき、「第 8 期松江市分別収集計画」を策定し、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集の取り組みを進めてきたところである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進し環境負荷の軽減を図り、限りある資源の有効利用を促進するとともに、より一層の「循環型社会」の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

一般廃棄物処理基本計画に掲げる「みんなが意識の高い循環型のきれいなまち」を目指し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）運動の推進及び適正処理の推進を基本方針とし、施策の展開を図るものとする。

3. 計画期間

計画は、令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間を計画期間（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）とし、3 年ごとに見直す。

4. 対象品目

本計画は、次の容器包装廃棄物を対象とする。

- スチール製容器
- アルミ製容器
- ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- 飲料用紙製容器
- 段ボール
- 紙製容器包装

- ペットボトル
- プラスチック製容器包装

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

単位：t

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	7,664	7,636	7,601	7,585	7,559

容器包装廃棄物の内訳

単位：t

種類	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器		125	123	122	121	120
主としてアルミ製の容器		409	409	409	409	409
無色のガラス製容器		464	460	455	451	447
茶色のガラス製容器		527	522	517	512	507
その他のガラス製容器		421	429	438	447	455
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		119	118	117	116	115
主として段ボール製の容器		926	904	882	882	881

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主として紙製の容器であって上記以外のもの	1,407	1,391	1,380	1,371	1,362
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	576	586	596	596	596
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2,690	2,694	2,685	2,680	2,667

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政が各々の役割を果たし、相互に協力・連携を図る。

（1）発生・排出抑制促進の方策

方策	内容
施設見学	川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザ等の廃棄物処理施設の見学を随時受け入れ、実態を体感することで排出抑制・分別の徹底・再資源化・再利用についての啓発を図る。
体験学習	リサイクル啓発施設「くりんぴーす」で、リサイクル体験教室等を実施する。
メディア等による情報発信	市民目線で考え、市民目線で情報を伝える手法として、手作り新聞「エコタウンまつえ」を年2回発行する。
イベント開催	身近な環境保全等の活動の取り組みや、環境問題を「環境フェスティバル」などのイベントを通じて市民にわかりやすく伝える。

方策	内容
各種団体との連携	「松江市生活環境保全推進員」、「まつえ環境市民会議」等とともに、ごみの排出抑制、分別の徹底、再資源化、再利用についての啓発を行う。
	スーパーマーケットなどで構成するレジ袋削減推進協議会の協力を経て、マイバッグ持参、簡易包装の推進などを積極的に行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本市での分別収集をするために必要な機材や選別する処理施設等を勘案し、容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の種類	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲食用缶	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	飲食用びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
種類										
主としてスチール製の容器	112		111		110		109		108	
主としてアルミ製の容器	369		369		369		369		369	
無色のガラス製容器	(合計) 372		(合計) 368		(合計) 365		(合計) 361		(合計) 357	
	(引渡) 225	(独自処理) 147	(引渡) 223	(独自処理) 145	(引渡) 221	(独自処理) 144	(引渡) 219	(独自処理) 142	(引渡) 216	(独自処理) 141
茶色のガラス製容器	(合計) 428		(合計) 424		(合計) 419		(合計) 415		(合計) 411	
	(引渡) 188	(独自処理) 240	(引渡) 186	(独自処理) 238	(引渡) 184	(独自処理) 235	(引渡) 182	(独自処理) 233	(引渡) 180	(独自処理) 231
その他のガラス製容器	(合計) 346		(合計) 354		(合計) 362		(合計) 370		(合計) 378	
	(引渡) 337	(独自処理) 9	(引渡) 345	(独自処理) 9	(引渡) 352	(独自処理) 10	(引渡) 360	(独自処理) 10	(引渡) 368	(独自処理) 10
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの <small>(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)</small>	19		19		18		18		18	

年度	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
種類										
主として 段ボール 製の容器	862		840		819		819		819	
主として 紙製の容 器であっ て上記以 外のもの	(合計) 367		(合計) 359		(合計) 355		(合計) 351		(合計) 351	
	(引渡) 238	(独自処理) 129	(引渡) 233	(独自処理) 126	(引渡) 230	(独自処理) 125	(引渡) 228	(独自処理) 123	(引渡) 228	(独自処理) 123
主としてポ リエチレン テレフタレ ート（PE T）製の容 器であっ て、飲料又 は醤油等を 充てんする ためのもの	(合計) 483		(合計) 492		(合計) 501		(合計) 501		(合計) 501	
	(引渡) 445	(独自処理) 38	(引渡) 453	(独自処理) 39	(引渡) 461	(独自処理) 40	(引渡) 461	(独自処理) 40	(引渡) 461	(独自処理) 40
主として プラスチ ック製の 容器包装 であって 上記以外 のもの	(合計) 1,250		(合計) 1,262		(合計) 1,262		(合計) 1,262		(合計) 1,262	
	(引渡) 1,238	(独自処理) 12	(引渡) 1,250	(独自処理) 12	(引渡) 1,250	(独自処理) 12	(引渡) 1,250	(独自処理) 12	(引渡) 1,250	(独自処理) 12
白色 トレイ (内 数)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

下記の算定式を基本とし、品目それぞれの増減率を基に推計している。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み=平成30年度の分別基準適合物の実績×増減率

10. 分別収集を実施する者の関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲食用缶	市（委託業者） 拠点随時収集
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	飲食用びん	市（委託業者） 拠点随時収集
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック	市（委託業者） 計画収集
主として段ボール製の容器		段ボール	市（委託業者） 計画収集
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装	市（委託業者） 計画収集
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル	市（委託業者） 拠点随時収集
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	市（委託業者） 計画収集

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲食用缶	リサイクルステーション（飲食用缶専用容器）	プレスパッカー車	西持田リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
主としてガラス製の容器	飲食用びん	リサイクルステーション（飲食用びん専用容器）	平ボディ車	
				茶色のガラス製容器
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	切り開き、十文字に紐でしぼる	平ボディ車	川向リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
主として段ボール製の容器	段ボール	十文字に紐でしぼる	平ボディ車	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	透明のリサイクル専用指定袋	プレスパッカー車	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	リサイクルステーション（飲食用ペットボトル専用容器）	プレスパッカー車	西持田リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	透明のリサイクル専用指定袋	プレスパッカー車	川向リサイクルプラザ（選別・圧縮・保管）

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 分別状況の把握に努めるとともに、分別指導の徹底を行い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に行っていく。
- 松江市生活環境保全推進員や各地域を対象に、環境保全等に関する研修会を開催し、住民自らが地域住民の指導、啓発、育成ができる体制づくりの確保及び拡充を図る。
- ごみ処理施設の見学を随時受け入れ、ごみ処理に係る実態を体感しながらの啓発活動を展開する。